

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

2.1.1 対象事業の背景及び目的

一般財団法人クリーンいわて事業団（以下「事業団」という。）は、平成5年1月に全国で初めて廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく廃棄物処理センターの指定を受け、廃棄物適正処理のモデル施設として「いわてクリーンセンター」を奥州市江刺区に整備し、平成7年から焼却及び管理型最終処分の処理事業を行っている。（なお、焼却処理は平成27年度末で休止した。）

これまで事業団では、県内で発生した産業廃棄物や、東日本大震災津波で発生した災害廃棄物の処理を行うなど、岩手県の廃棄物の適正処理に貢献するとともに、住民や事業者の方々から信頼の得られる事業を展開してきた。

いわてクリーンセンターの最終処分場では、供用開始以降、廃棄物処理法の改正により廃石膏ボードが管理型処分の対象となるなどの埋立需要の変化に対応し、拡張を行いながらこれまで運用してきたが、前述のとおり東日本大震災津波で発生した災害廃棄物を埋め立てたことなどにより、その埋立終了時期が近づいてきている。

このような背景のもと、対象事業は岩手県の産業廃棄物適正処理体制の確保のため、いわてクリーンセンターの後継となる産業廃棄物管理型最終処分場の整備を行うものである。

2.1.2 公共関与型産業廃棄物最終処分場の事業主体決定までの経緯

(1) 産業廃棄物最終処分場整備基本方針

岩手県では、平成 25 年 3 月に施設整備の基本的な考え方や整備場所の選定方法などを取りまとめた「産業廃棄物最終処分場整備基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定した。

[基本方針の骨子]




- 次期最終処分場の必要性
産業廃棄物の適正処理の推進、県内経済産業の振興に寄与、災害廃棄物等市町村では処理が困難な廃棄物の最後の受け皿
- 埋立対象物
廃石膏ボード、燃え殻、ばいじん、汚泥等（いわてクリーンセンターと同様）
- 処分場の大きさ
1 期分約 66 万 m³、2～3 期分埋め立てできる規模
- 供用開始年度
平成 33 年度を想定
- 付帯設備
当初は焼却施設等を建設しないが、将来のため用地は確保
- 候補地選定方法
外部有識者による委員会を選定
- 候補地選定範囲
県内全域

(2) 公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会による選定

基本方針に則り、岩手県は平成 25 年 6 月に「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し候補地の検討を行い、岩手県内 5 箇所を選定した。

[委員会による選定方法及び選定経緯]

- 選定方法
 - (1) 全県から調査対象地を選定し、段階的に絞り込み
 - (2) 選定過程を原則公開
- 選定経緯 (選定箇所数)

1 次選定：立地回避区域に非該当、基本方針の埋立規模の確保	115 箇所
	
2 次選定：希少動植物の生息、活断層・水道水源・文教施設等までの距離	39 箇所
	
3 次選定：アクセス障害の有無、地域文化保護、放流先・排出重心までの距離	10 箇所
	
4 次選定：現地調査、放流先の利水状況・交通影響・建設費等を総合評価	5 箇所

(3) 最終候補地の選定

岩手県では、この選定結果を受け、候補地のある5市町において住民説明会を開催するなど御意見等を伺い、この結果を踏まえて平成27年2月「八幡平市平館栳沢地区」を最終候補地として八幡平市に受け入れを要請し、平成27年3月に同市に受諾いただいた。

[最終候補地の選定経緯]

- | | |
|-------|--|
| 住民説明会 | : 5市町12地区で実施（平成26年11月～12月） |
| 受入要請 | : 「八幡平市平館栳沢地区」を最終候補地として八幡平市に受け入れを要請（平成27年2月） |
| 受入表明 | : 八幡平市が受け入れを受諾（平成27年3月） |
| 確認書締結 | : 岩手県と八幡平市との間で確認書を締結（平成27年3月） |

(4) 事業主体の決定

岩手県は、平成26年10月、いわてクリーンセンターにおいて最終処分場の運営に実績がある事業団に対し、本処分場の事業主体となることについて検討を要請した。事業団では、平成27年7月にこれを承引し、県は、平成27年9月、事業団を事業主体として決定した。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

種類：産業廃棄物管理型最終処分場及び一般廃棄物最終処分場の設置

構造形式：オープン型

2.2.2 対象事業に係る最終処分場のうち埋立処分の用に供される場所の面積

総埋立面積：155,259m²（Ⅰ期：60,318m²、Ⅱ期：50,250m²、Ⅲ期：55,398m²）※

（最終処分場の期数は3期とし、1期当たりの埋立期間は15年間。）

※Ⅰ期とⅡ期、Ⅱ期とⅢ期の埋立地は一部重複するため、これらの合計は総埋立面積と一致しない。

2.2.3 対象事業の実施区域の位置

対象事業実施区域は、図 2.2-1～図 2.2-3 に示すとおりである。

所在地：八幡平市平館第2地割地内（栲沢筋）

2.2.4 対象事業に係る最終処分場の埋立容量

総埋立容量：約 1,830,000m³（1期当たりの埋立容量：約 610,000m³）

2.2.5 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類

埋立対象物は産業廃棄物及び一般廃棄物とするが、一般廃棄物については災害廃棄物等緊急時のみの受入を想定する。

表 2.2-1 本処分場における埋立対象物

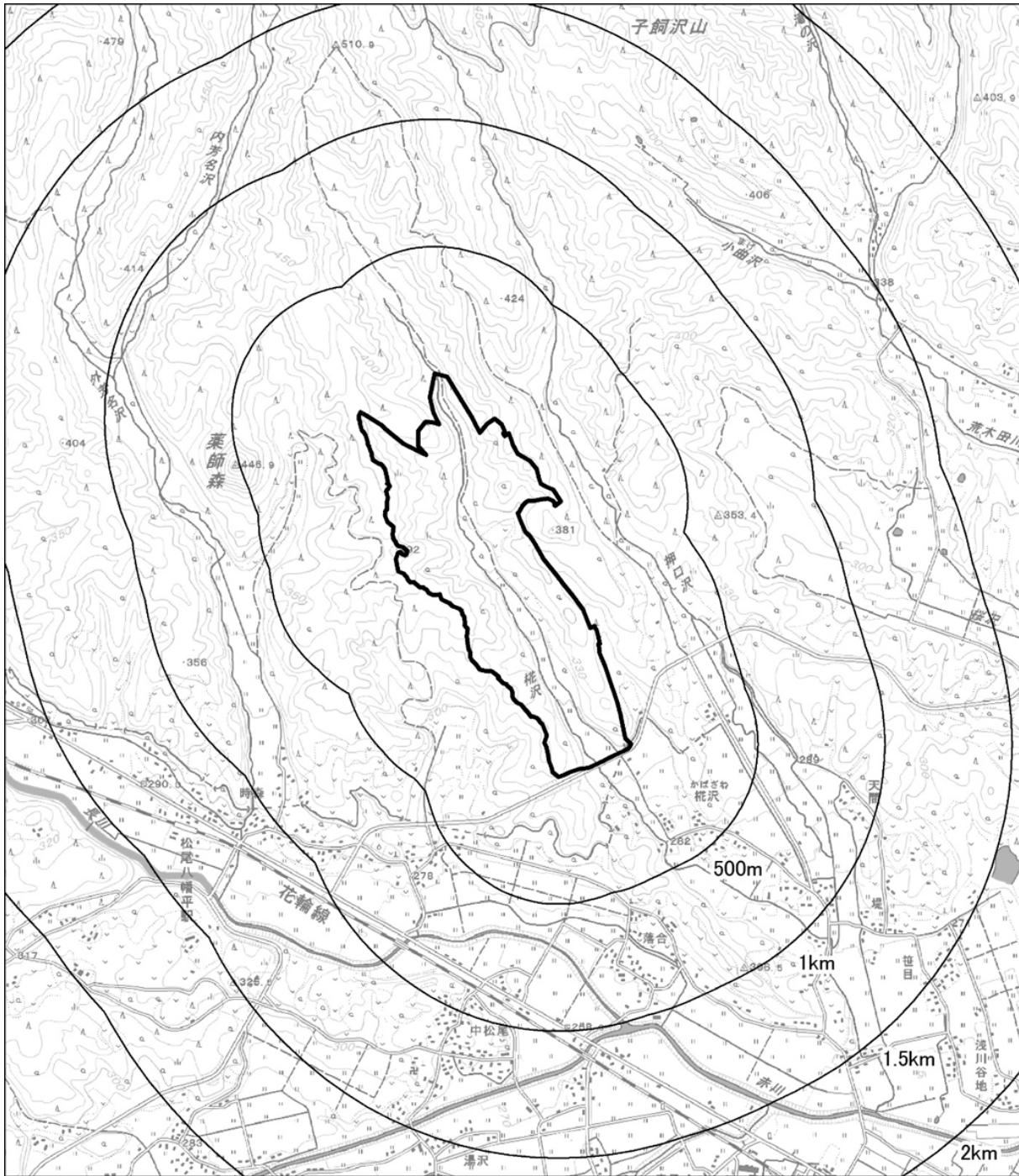
埋立対象物	内容
産業廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（以上について石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃石綿等（特別管理産業廃棄物）
一般廃棄物	埋立対象産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物 （災害廃棄物、緊急対応で搬入される自治体からの一般廃棄物、産業廃棄物と一体不可分の状態で搬入される一般廃棄物）

2.2.6 対象事業実施区域の面積

事業実施区域の面積：約 680,000m²



図 2.2-1 対象事業実施区域 (広域図)



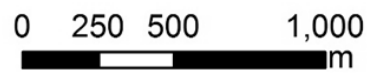
凡例



対象事業実施区域



1:25,000



背景図) 国土地理院「1/25,000 地形図(平館)」

图 2.2-2 対象事業実施区域 (周辺図)

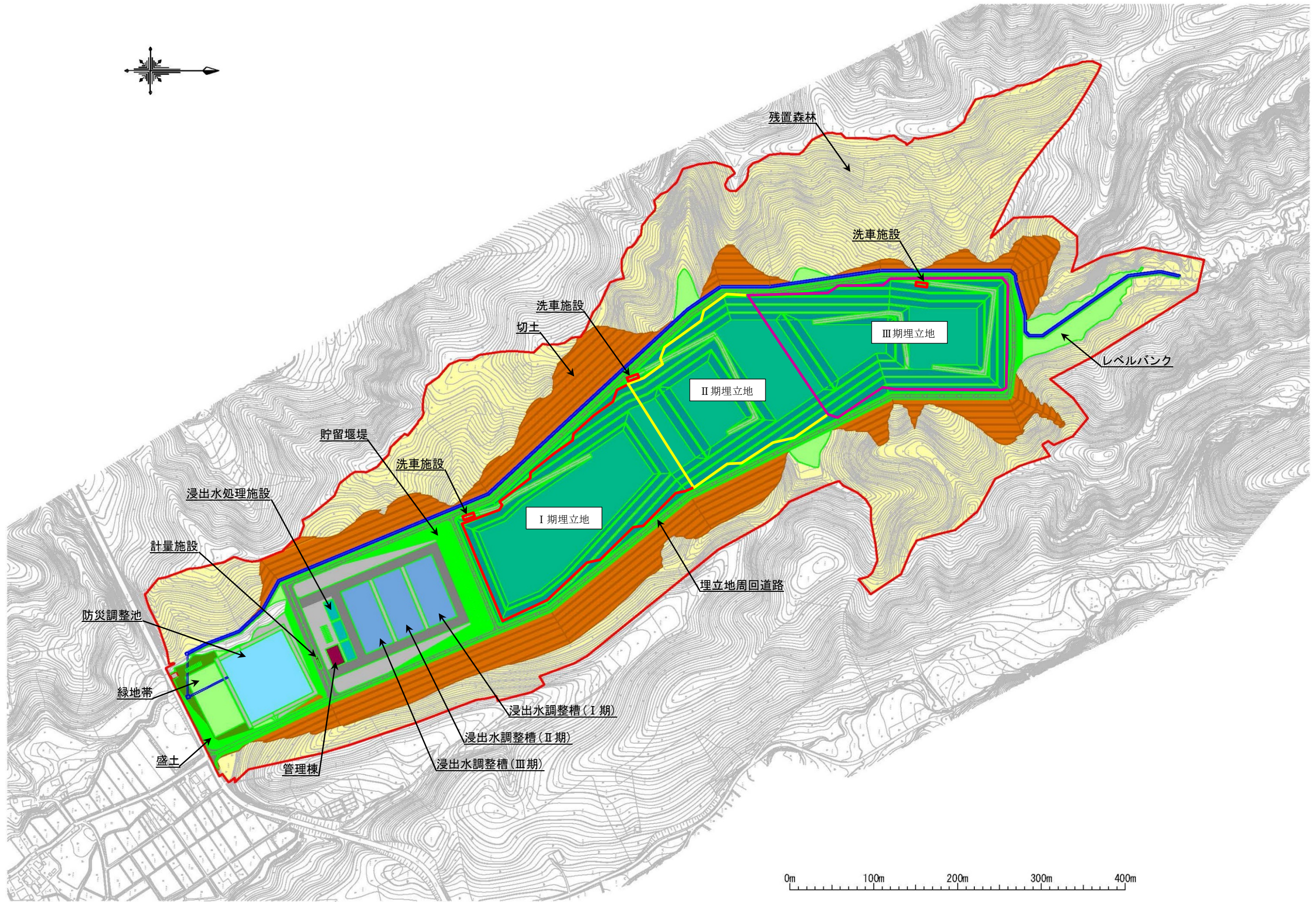


图 2.2-3 対象事業実施区域 (詳細図)

2.2.7 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の量

埋立量（覆土量を含む予測結果）は表 2.2-2 のとおりであり、1期当たり約 610,000m³、3期合計約 1,830,000m³となる。

表 2.2-2 廃棄物の量及び埋立量（1期当たり）

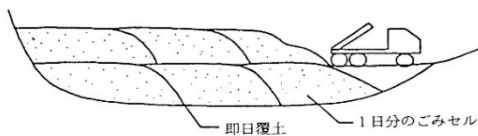
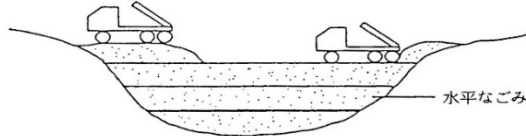
項目	単位	合計	埋立品目							
			受託分							自家 処理分
			現受託分				焼却残渣相当分			
			ガラス・コンクリ・陶磁器	燃え殻	無機汚泥	その他	燃え殻	ばいじん	水処理汚泥	
重量 (15年)	埋立量	(t)	617,447	341,325	101,159	79,530	61,997	3,931	20,505	9,000
	中間覆土	(t)	203,758							
	計	(t)	821,205							
容量 (15年)	埋立量	(m ³)	447,425							
	中間覆土	(m ³)	127,349							
	計	(m ³)	574,774							
最終覆土	(m ³)	34,486								
合計	(m ³)	609,260								

2.2.8 対象事業に係る最終処分場の埋立処分の計画の概要

(1) 処分計画

埋立処分は下流側からの埋立を基本とし、覆土は即日覆土、中間覆土及び最終覆土を実施する。

表 2.2-3 埋立方法

埋立方式
<p>➤ 本処分場では、一日の埋立作業をセル方式に準じて実施し、一日当たりの埋立ごみに法面を含めて覆土（即日覆土）を行う。埋立は面的に進行し、ある程度の高さ（3m程度）及び面積に達した段階で中間覆土を実施する。上記の作業を最上層に達するまで繰り返し行い、埋立が終了した際に最終覆土を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>セル方式（一日の作業）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>サンドイッチ方式（定期的な作業）</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">埋立方式の概念</p>
覆土計画
<p>➤ 「埋立地からのごみの飛散防止」「ごみ運搬車の道路地盤の確保」「災害の未然防止」「作業効率の向上」「跡地利用地盤の安定性」を目的として覆土を行う。</p> <p>【覆土厚さ】</p> <p>➤ 即日覆土は、飛散防止や日常の埋立作業効率性の確保のため、ごみの性状及び気象状況等に応じて、日々ごみを覆うように覆土を行う。</p> <p>※即日覆土厚さ目安：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的形状の大きい廃棄物：30～50cm程度 ・破碎廃棄物や焼却残渣：15～20cm程度 <p>➤ 中間覆土は、ごみ搬入車の道路地盤、ダンプ踊り場造成や長期間放置される埋立部分の雨水排除を目的とし、厚さ50cm程度を基本として覆土を行う。</p> <p>➤ 最終覆土は、廃棄物の埋立処分が終わった際に、景観、跡地利用、浸透水の削減等を目的として、厚さ1.0m程度で覆土を行うこととする。ただし、跡地利用方法に応じて覆土材及び量は再度検討する。</p> <p>【覆土材】</p> <p>➤ 覆土材は、建設工事の残土を使用する。</p>

(2) 施設計画

1) 施設配置計画

施設配置は、各施設計画に基づき、必要な約 1,830,000m³の埋立容量を確保し、安全性、経済性等を総合的に勘案して計画した。

施設配置に係る各種条件の概要を表 2.2-4 に示す。計画平面図は前出の図 2.2-3 に示すとおりである。

表 2.2-4 (1) 施設配置条件等

項目	内容																
施設規模及び期数	施設規模：約 61 万 m ³ /1 期、期数：3 期（埋立地は段階的に整備） 3 期分の埋立地を効率的に整備するために、付替水路や埋立地周回道路は I 期整備時に全て整備する。																
構造形式	オープン型																
造成法面勾配	<ul style="list-style-type: none"> 埋立地法面勾配 1：2.0 以上 埋立地外切土法面勾配：岩手県循環型地域社会の形成に関する条例施行規則、及び、平成 27 年度八幡平市平舘（柗沢）地区地質調査業務委託報告書（平成 28 年 3 月 岩手県）に基づく切土法面勾配から設定する。 0m～ 5m 1:1.5 5m～10m 1:1.5 10m～15m 1:1.6 20m 以上 1:1.8 																
管理棟・計量棟	<ul style="list-style-type: none"> 受入計量設備は、管理、運用面を考慮し、2 基設置する。 管理棟と計量棟は別棟とする。 																
浸出水調整設備	<p>埋立地に降った雨は、浸出水となって埋立地の下流側に集まることから、埋立地の下流側に配置することが一般的である。このため、埋立地の下流側に配置する計画とする。</p> <p>浸出水調整設備は、構造物の長期耐久性のリスクやライフサイクルコスト等を考慮し、期毎に施設整備を行う計画とする。期毎の浸出水処理量と浸出水調整容量は概ね以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理量 (m³/日)</th> <th>調整容量 (m³)</th> <th>集水面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 期</td> <td>180</td> <td>18,800</td> <td>62,800</td> </tr> <tr> <td>II 期</td> <td>140</td> <td>14,400</td> <td>48,100</td> </tr> <tr> <td>III 期</td> <td>170</td> <td>17,100</td> <td>57,800</td> </tr> </tbody> </table>		処理量 (m ³ /日)	調整容量 (m ³)	集水面積 (m ²)	I 期	180	18,800	62,800	II 期	140	14,400	48,100	III 期	170	17,100	57,800
	処理量 (m ³ /日)	調整容量 (m ³)	集水面積 (m ²)														
I 期	180	18,800	62,800														
II 期	140	14,400	48,100														
III 期	170	17,100	57,800														
防災調整設備	<p>貯留した雨水等の排水を考えた場合、事業用地の下流側に設置することが有利で、かつ、一般的であることから、事業用地の下流側に配置する。</p> <p>防災調整設備容量は、『岩手県林地開発許可技術基準』に基づき設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 降雨強度：30 年確率降雨強度（68.06mm/h） 防災調整設備容量：約 54,000m³ 																

表 2.2-4 (2) 施設配置条件等

項目	内容
道路・動線	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両は、市道から搬入道路に入り、計量施設で計量を行い、場内道路を通り、埋立地に廃棄物を搬入する計画とする（図 2.2-11 参照）。なお、入口付近には、市道から搬入道路に入る左折専用レーンを事業用地内に設ける。 ・埋立地の周囲には、主に維持管理を目的とした埋立地周回道路を配置する。 ・最終処分場を設置することで既存の農道、林道が寸断されるが、これらの道路を使用して出入りする土地は全て処分場用地とする計画のため、付替道路の整備は不要となる。
既存沢の代替水路	<p>本処分場を設置することで寸断される既存の沢水は、下流域において農業用水としての利用も行われている。このため、本処分場を設置することで寸断される既存の沢水を下流域に渡すための代替水路を埋立地の右岸側に付け替える計画とする。</p>
緑地帯	<p>防災調整設備付近の平場は、目隠し効果も得られることから緑地帯を計画する。</p>

2) 埋立地造成計画

埋立地は、3期に分けて埋立を行うものとし、前述のとおり1期当たりの埋立容量は約61万m³で3期合計約183万m³とする。

また、造成は、切土または盛土で行うことを基本とし、当該地の地形や地質を勘案して、法面の勾配を設定する。

造成法面勾配の一覧を表 2.2-5 に示す。

表 2.2-5 造成法面勾配

埋立地内	切土法面	1:2.0 以上
	盛土法面	1:2.0 以上
埋立地外	切土法面	0m～ 5m 1:1.5
		5m～10m 1:1.5
		10m～15m 1:1.6
		20m 以上 1:1.8
	盛土法面	1:2.0

3) 貯留構造物

廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、埋め立てられた廃棄物を安全に貯留するため貯留構造物を設ける。貯留構造物の構造形式は、基礎地盤の良否に大きく左右されず、経済性に優れたアースダムとする。

なお、貯留構造物に求められる機能は以下のとおりである。

- ・廃棄物の貯留機能
- ・浸出水の流出遮断機能
- ・浸出水の集水・取水機能
- ・洪水調節機能

4) 遮水工

浸出水による周辺地下水の水質汚濁を防止するため、遮水工を設ける。

本処分場における遮水工の構造を図 2.2-4 に示す。

なお、遮水工に求められる機能は以下のとおりである。

- ・ 遮水機能
- ・ 損傷防止機能
- ・ 漏水通過時間確保機能、汚染軽減機能
- ・ 損傷モニタリング機能

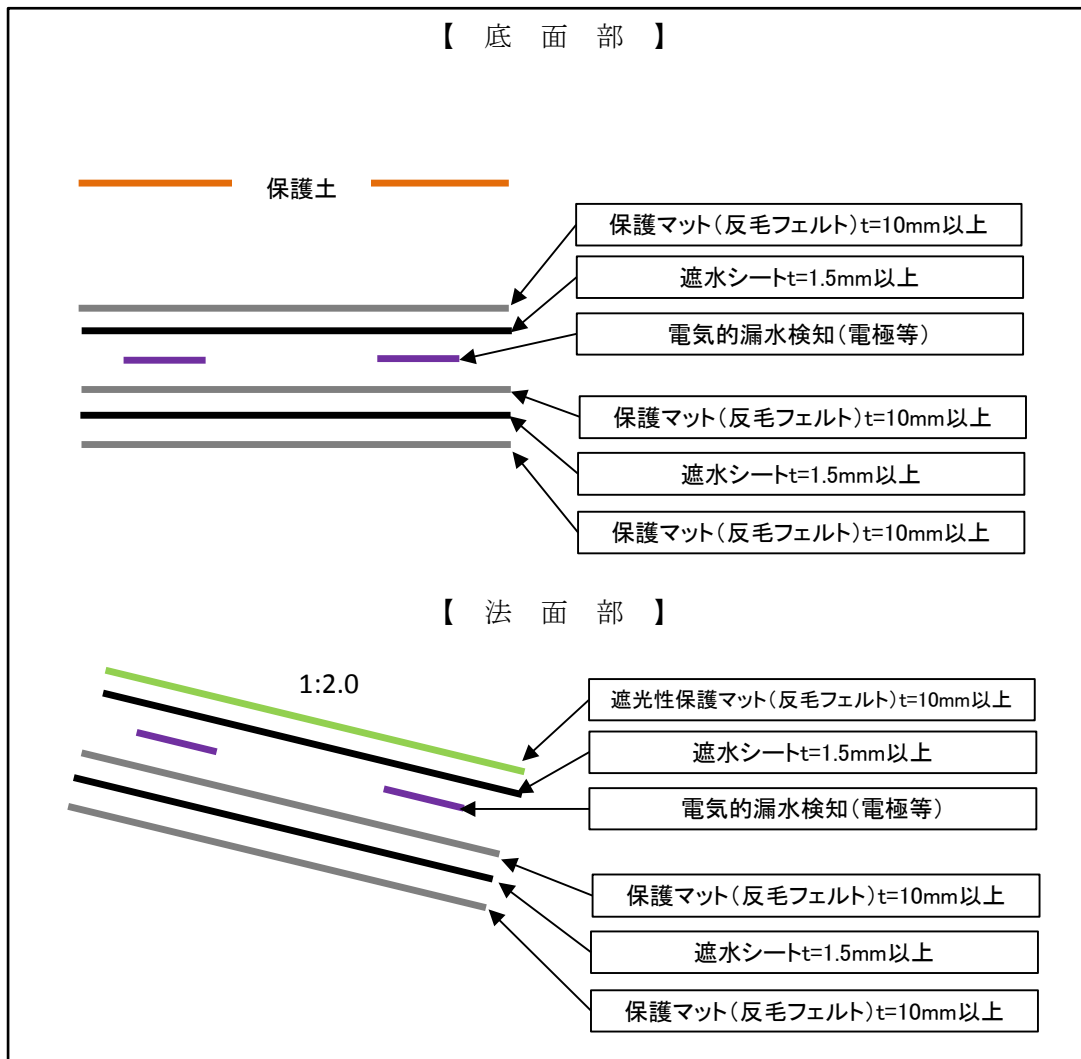


図 2.2-4 遮水工の構造

5) 浸出水集排水設備

埋立地内に降った雨が廃棄物層を通過することにより生成される汚水、廃棄物自体の保有水や発酵過程で生じる分解水等の浸出水を集水し、導水するため浸出水集排水設備を設ける。

6) 浸出水処理施設

浸出水を一時的に貯留し、水質・水量を均一化させる浸出水調整設備と、浸出水が計画放流水質を満たすように処理を行う浸出水処理設備を設ける。

a) 施設規模

浸出水処理施設（浸出水調整設備及び浸出水処理設備からなる施設）の施設規模は表 2.2-6 に示すとおりである。

表 2.2-6 期ごとの施設規模

	浸出水処理設備	浸出水調整設備
第Ⅰ期	180 m ³ /日	18,800 m ³
第Ⅱ期	140 m ³ /日	14,400 m ³
第Ⅲ期	170 m ³ /日	17,100 m ³

b) 放流先

放流先は、農業用の利水や漁業権の設定がない一級河川赤川とする。

c) 放流水質（維持管理計画値）の設定

放流水の水質は表 2.2-7 に示す値を遵守する。

表 2.2-7 放流水質（維持管理計画値）

項目	単位	基準省令 ^{※1}	放流水質 (維持管理計画値)
アルキル水銀化合物	(mg/L)	検出されないこと	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	0.005	0.005
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.03	0.03
鉛及びその化合物	(mg/L)	0.1	0.1
有機燐化合物	(mg/L)	1	1
六価クロム化合物	(mg/L)	0.5	0.5
砒素及びその化合物	(mg/L)	0.1	0.1
シアン化合物	(mg/L)	1	1
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	0.003	0.003
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.1	0.1
ジクロロメタン	(mg/L)	0.2	0.2
四塩化炭素	(mg/L)	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.02	0.02
チウラム	(mg/L)	0.06	0.06
シマジン	(mg/L)	0.03	0.03
チオベンカルブ	(mg/L)	0.2	0.2
ベンゼン	(mg/L)	0.1	0.1
セレン及びその化合物	(mg/L)	0.1	0.1
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.5	0.5
ほう素及びその化合物	(mg/L)	50	50
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	15	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	(mg/L)	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の 合計量200mg/L以下	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の 合計量200mg/L以下
水素イオン濃度(水素指数)	-	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	(mg/L)	60	60
化学的酸素要求量	(mg/L)	(90)	90 ^{※2}
浮遊物質	(mg/L)	60	60
ルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	(mg/L)	5	5
ルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	(mg/L)	30	30
フェノール類含有量	(mg/L)	5	5
銅含有量	(mg/L)	3	3
亜鉛含有量	(mg/L)	2	2
溶解性鉄含有量	(mg/L)	10	10
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	10	10
クロム含有量	(mg/L)	2	2
大腸菌群数	(個/cm ³)	3,000	3,000
窒素含有量	(mg/L)	(120(日間平均60))	(120(日間平均60)) ^{※3}
燐含有量	(mg/L)	16(日間平均8)	16(日間平均8)
ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	10	10

※1：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）

ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府令・厚生省令第2号）

※2：海洋・湖沼に排出する場合に適用される基準であり本処分場には適用されないが、施設の維持管理上、維持管理計画値に含めるもの。

※3：特定の海域及びこれらに流入する公共用水域に排出する場合に適用される基準であり本処分場には適用されないが、施設の維持管理上、維持管理計画値に含めるもの。

d) 処理設備

浸出水処理施設は、表 2.2-8 に示す設備構成を基本とする。なお、原水の水温は低温になることも予測されることから、必要に応じて加温装置を設置する。

表 2.2-8 処理設備の概要

設備		内容
浸出水調整設備	流入調整設備	流入する浸出水の水量及び水質の変動を緩和し、安定して処理できるものとする。
浸出水処理設備	アルカリ凝集沈殿設備	浸出水におけるSS及びカルシウムを安定して除去できるものとする。
	生物処理設備	浸出水におけるBODやCODを安定して除去できるものとする。
	凝集沈殿設備	コロイド状のSS等を安定して除去できるものとする。また、SSだけではなくCODに対する砂ろ過や活性炭吸着設備への負荷低減ができるものとする。
	砂ろ過設備	ダイオキシン類に対する原水水質変動への安全対策として、ダイオキシン類を除去できるものとする。
	活性炭吸着設備	ダイオキシン類に対する原水水質変動への安全対策として、ダイオキシン類を除去できるものとする。
	消毒設備	処理水を十分消毒し、殺菌できるものとする。また、放流設備では、処理水を公共用水域に放流できるものとする。
	汚泥処理設備	浸出水処理施設から排出される汚泥を濃縮、脱水できるものとする。

e) 処理時間

処理時間は、以下を基本とする。

- ・汚水処置：週7日、24時間/日
- ・汚泥処理：週5日、5時間/日

f) 施設配置

浸出水処理施設は、表 2.2-9 に示す面積で設定する。

表 2.2-9 面積の概要（基本案）

施設	設備	面積（1期当たり）
浸出水処理施設	浸出水調整設備	約 5,000m ² （100m×50m）
	浸出水処理設備	約 450m ² （30m×15m）

7) 地下水集排水設備

地下水により遮土工が損傷するおそれがあるため、地下水集排水設備を設ける。

地下水集排水設備の各種条件は以下のとおりである。

- ・埋立地内への地下水の浸入を防ぐ構造とし、底面及び法面に配置する。
- ・小段及び法面部の地下水集水管は、底面の支線及び幹線に接続する。
- ・集排水された地下水は、防災調整設備に誘導する。

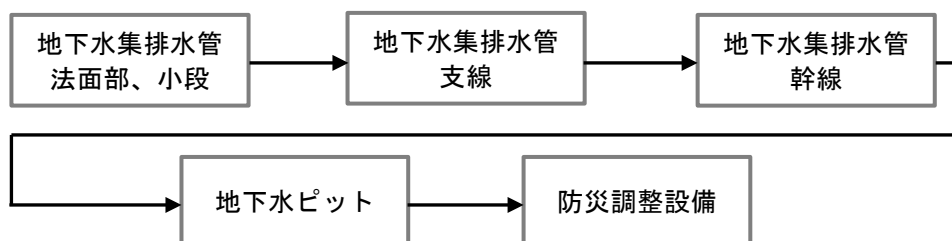


図 2.2-5 地下水集排水の流れ

8) 雨水集排水設備

埋立地周辺雨水の埋立地内への侵入防止、埋立地上流部雨水の排水、埋立造成終了後の雨水排水等を勘案して、雨水集排水設備を設ける。

雨水集排水設備の各種条件は以下のとおりである。

- ・降雨強度及び流出係数は、岩手県林地開発許可技術基準に準拠する。
- ・10年確率降雨量に対応可能な水路とする。
- ・集水方法は外周水路（U型水路）による集排水とする。
- ・将来施工区画には仮設沈砂池を設け、当該範囲の雨水はバイパス管を經由し防災調整設備へ導水する。

9) 防災調整設備

開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより、水害が発生するおそれがあるため、防災調整設備を設ける。

防災調整設備の容量は、約 54,000m³ とする。

- ・必要調整容量 : 49,925m³
- ・貯砂容量 : 3,600m³
- ・防災調整設備容量 : 53,525m³

10) 埋立ガス処理設備

埋め立てる廃棄物をできるだけ好氣的に保ち、埋立廃棄物の分解安定化を促進するとともに、埋立地から発生するガスを速やかに排除するため、埋立ガス処理設備を設ける。

11) 場内散水設備

散水設備は覆土土砂の粉じん対策や防火設備の補助的設備として設置する。

12) 受入計量設備

最終処分場が受け入れる廃棄物の量と質を適切に管理するため、受入計量設備を設ける。

一般的には、最終処分場の搬入口に近い位置にトラックスケールと管理棟を設け、搬入物の計量や搬入監視を効率的に行うことが多く、本処分場においても搬入口付近に管理棟及び計量棟を別棟として近接させて設置する計画とする。

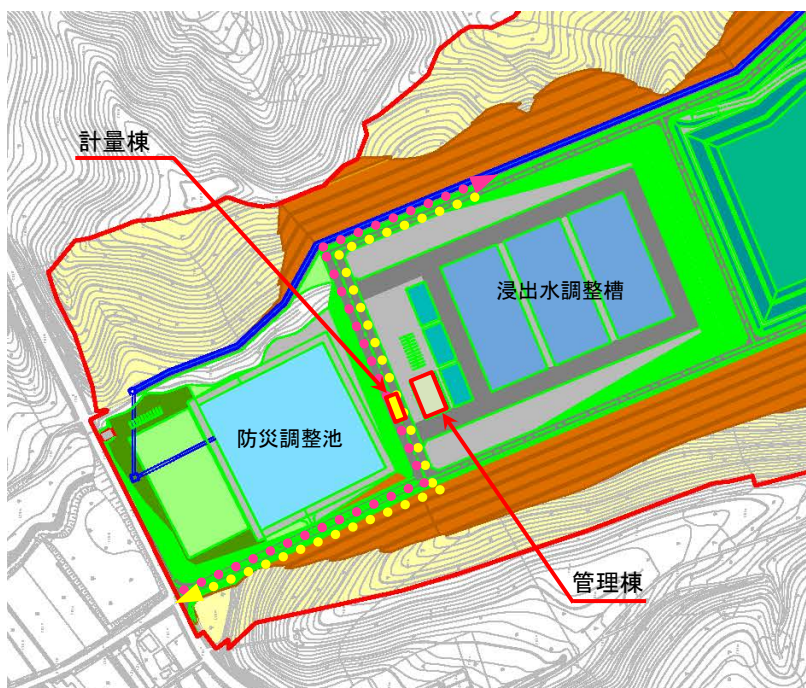


図 2.2-6 計量棟の配置位置

13) 管理棟

管理棟は、最終処分場の環境保全、安全性の確保、計画的な運営のために各施設や作業を統合管理するために設ける。

14) 付替道路

本処分場を設置することで既存の農道、林道が寸断されるが、これらの道路を使用して出入りする土地は全て処分場用地とする計画のため、付替道路の整備は不要とする。

15) 管理用道路及び場内道路

管理用道路及び場内道路として、表 2.2-10 に示す道路を設置する。

表 2.2-10 道路の種類

種類	内容
搬入道路	市道より敷地内～受入計量設備～埋立地入り口までの道路。
埋立地周回道路	本処分場の全体を巡回して点検するために埋立地の外周を一巡できる道路。
場内道路	埋立地内に設置する道路。

16) 地下水モニタリング設備

供用開始後、遮水工の破損による遮水機能の低下に伴い、未処理の浸出水が流出していないか監視することを目的に地下水モニタリング設備を設ける。

地下水モニタリング設備は、埋立地の上流側及び下流側に各 1 箇所、合計 2 箇所に設置する。



図 2.2-7 地下水モニタリング設備の設置位置

17) その他付帯設備

a) 洗車設備

洗車設備は、搬入車両が埋立地から出る際に搬入車両に付着した廃棄物や土などの持ち出しを防止するために設置する。

洗車方法は、車体に付着した廃棄物を確実に洗浄でき、かつ面積を要さない高圧洗浄とする。また、洗車排水は、浸出水調整設備に排水し、浸出水処理設備で処理を行う。

b) 飛散防止設備

飛散防止設備は、埋立廃棄物の飛散を防止し、周辺環境を保全するために設置する。各種条件は以下のとおりである。

- ・本処分場は埋立地外周に外周道路を設けるが、外周道路からの埋立地管理を容易にするため、外周道路外縁に飛散防止設備を設ける。
- ・飛散防止設備は高さ 1.8m のネットフェンスとする。

c) 上水道・生活排水処理設備

上水は、処分場搬入口付近に設置する取合点から、管理棟付近に設置する受水槽を経て、管理棟及び浸出水処理施設等で使用する。

また、管理棟、計量棟及び浸出水処理施設から排出される生活排水は、浄化槽で処理後、浸出水処理施設からの処理水と合わせて一級河川赤川へ放流する。

d) 門・囲障設備

本処分場の出入口には門扉を設け、1日の作業が終わって管理要員などが退場する際は必ず閉扉の上施錠して、人がみだりに最終処分場に立ち入らないよう運営する。

各種条件は以下のとおりである。

- ・最終処分場を取り囲む範囲に設置する。
- ・囲障設備は侵入防止として高さ 1.8m のネットフェンスとする。

2.2.9 対象事業に係る最終処分場の放流水の放流先

処理水の放流先は、農業用の利水や漁業権の設定がない一級河川赤川とする。

処理水排水の放流ルートを図 2.2-8 に示す。

なお、処理水放流設備は以下を計画する。

- ・放流方式は、自然流下方式とする。
- ・処理水量は、第Ⅲ期までの「浸出水処理能力」の最大値（432m³/日）とする。

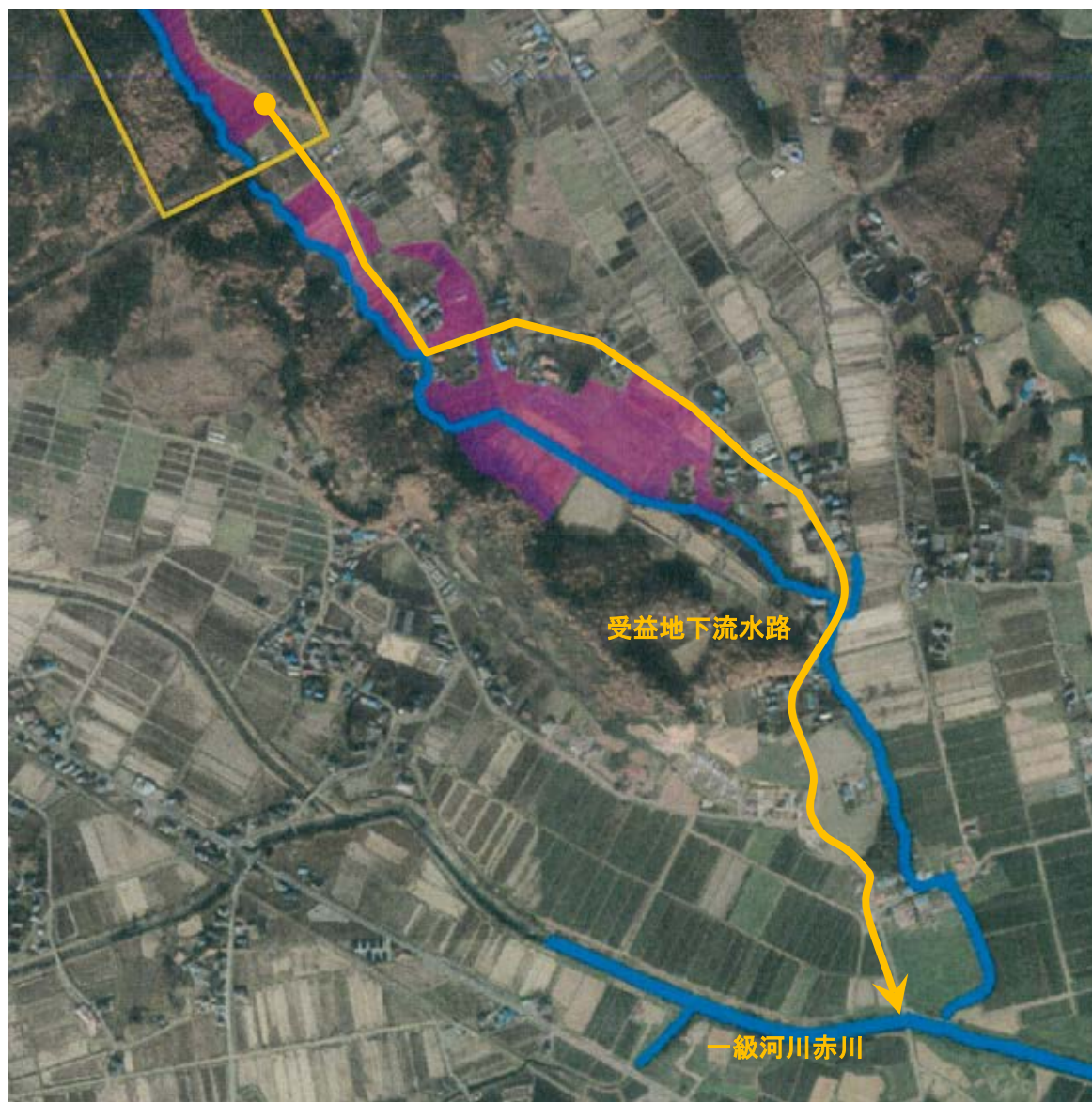


図 2.2-8 放流ルート

2.2.10 対象事業の工事計画の概要

(1) 概略事業計画

概略事業計画の基本的条件を以下に示す。

1) 計画目標年次と埋立期間

本処分場における埋立は3期に分けて行うものとし、全体で計45年間の計画とする。

表 2.2-11 計画目標年次

期	計画目標年次	
I期	平成35年度(2023年)～平成49年度(2037年)	(計15年間)
II期	平成50年度(2038年)～平成64年度(2052年)	(計15年間)
III期	平成65年度(2053年)～平成79年度(2067年)	(計15年間)

2) 工事工程

3期分の埋立地を効率的に整備するために、付替水路や埋立地管理用道路等、I期整備時に全て整備するものと、期毎に整備するものに区分される。期毎に整備するものはI期、II期の埋立完了前にそれぞれII期、III期分を整備する必要がある。

本処分場における主要施設の整備時期の一覧を表2.2-12に、概略の工事工程を表2.2-13に示す。

表 2.2-12 主要施設の整備時期一覧

種類	主な設備	I期	II期	III期	整備時期
主要設備	貯留構造物	○	—	—	I期整備時に設置
	遮水工	○	○	○	期毎に整備
	浸出水集排水設備	○	○	○	期毎に別途整備(下流堰堤貫通部のみ各期分先行整備)
	浸出水調整設備	○	○	○	期毎に別途整備(各期新設)
	浸出水処理設備	○	○	○	期毎に別途整備(各期新設)
	処理水放流設備	○	—	—	I期整備時に想定最大流量分を整備
	地下水集排水設備	○	○	○	期毎に整備(延伸)
	雨水集排水設備	○	—	—	I期整備時に全範囲分を整備
	埋立ガス処理設備	○	○	○	期毎に整備(維持管理時の延伸)
管理施設	場内散水設備	○	—	—	I期整備時に散水車を配置
	計量設備	○	—	—	I期整備時に設置
	管理棟	○	—	—	〃
	管理道路	○	—	—	I期整備時に全範囲分を整備
	場内道路	○	○	○	期毎に整備
関連施設	地下水モニタリング設備	○	—	—	I期整備時に全範囲を網羅する上下流井戸を整備
	防災調整設備	○	—	—	I期整備時に全期完了の形状で設置
	洗車設備	○	○	○	期毎に整備
	飛散防止設備	○	○	○	〃
	門・圍障設備	○	○	○	〃
付替水路	○	—	—	I期整備時に付替え	

表 2.2-13 概略工事工程

項目	年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	...	H46	H47	H48	H49	H50	H51	...	H46	H47	H48	H64	H65	H66	...	H76	H77	H78	H79	H80	H80			
		'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24	...	'34	'35	'36	'37	'38	'39	...	'49	'50	'51	'52	'53	'54	...	'64	'65	'66	'67	'68	'69			
	埋立期	I 期埋立															II 期埋立					III 期埋立												
埋立年数							1	2	...	12	13	14	15	1	2	...	12	13	14	15	1	2	...	12	13	14	15							
I 期埋立期間																																		
建設 (I 期) 工事 関連	処理水放流管工事																																	
	本体工事																																	
	水処理施設設計・工事																																	
	最終覆土設計・工事																																	
II 期埋立期間																																		
建設 (II 期) 工事 関連	本体工事																																	
	水処理施設設計・工事																																	
	最終覆土設計・工事																																	
III 3期埋立期間																																		
建設 (III 期) 工事 関連	建設工事																																	
	水処理施設設計・工事																																	
	最終覆土設計・工事																																	

3) 概略工事手順

I 期整備時までの概略の工事手順は以下のとおりである。

本体工事により既存水路が取り壊しになる前に付替水路工事を実施する。その後、工事中の濁水及び洪水防止のため、防災調整設備を先行して整備し、続けて本体造成工事を行う。また、造成工事に合わせて地下水集排水設備工事を行い、造成完了後、遮水工、浸出水集排水設備及び雨水集排水設備等の関連工事を実施する。浸出水調整設備は造成工事に合わせて実施し、浸出水処理設備、管理棟設備及び計量設備は造成完了後に整備する。

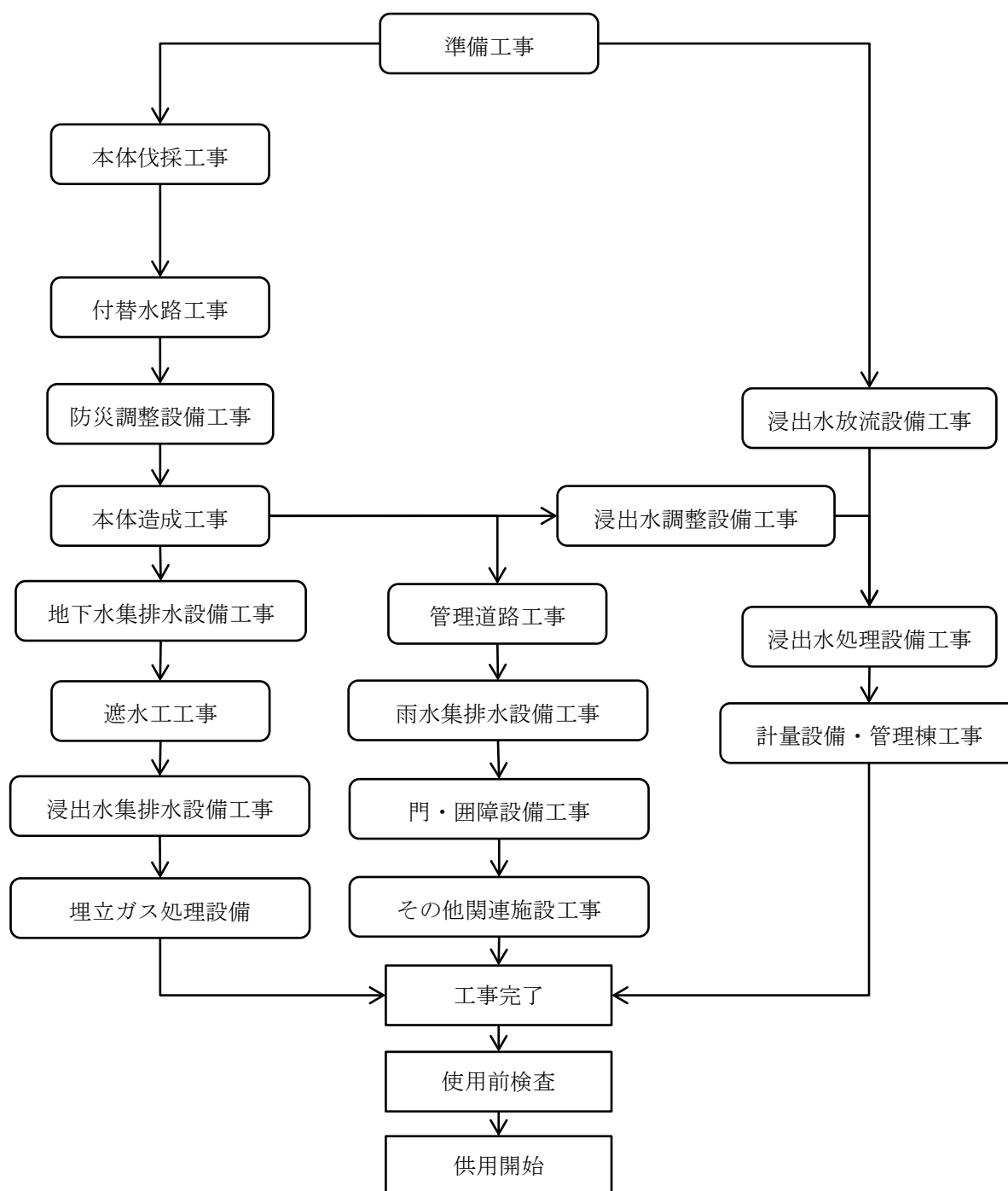


図 2.2-9 工事手順

(2) 造成計画

1) 土工量

本事業の造成では、切土量及び盛土量の場合内バランスを図り、施設外へ搬出する残土量を極力少なくする計画とする。

2) 仮設沈砂池

埋立地北側の将来整備区画への降水は仮設沈砂池に一旦集水し、沈砂後の上水を排水する。ここでは、将来整備区画の10年確率降雨に対応する規模の沈砂池を設ける。



図 2.2-10 仮設沈砂池（例：I期整備時）

3) 濁水処理設備

施工時には、降雨時に発生する濁水やコンクリート打設時の洗い水によるアルカリ排水に対し処理を行った上で排水する。濁水に対しては、凝集剤やシックナー等を用い処理し、アルカリ排水は炭酸ガス等により pH 調整する。

管理項目は、浮遊物質量（SS）及び水素イオン濃度（pH）であり、水質汚濁防止法に基づく管理基準値は表 2.2-14 のとおりである。

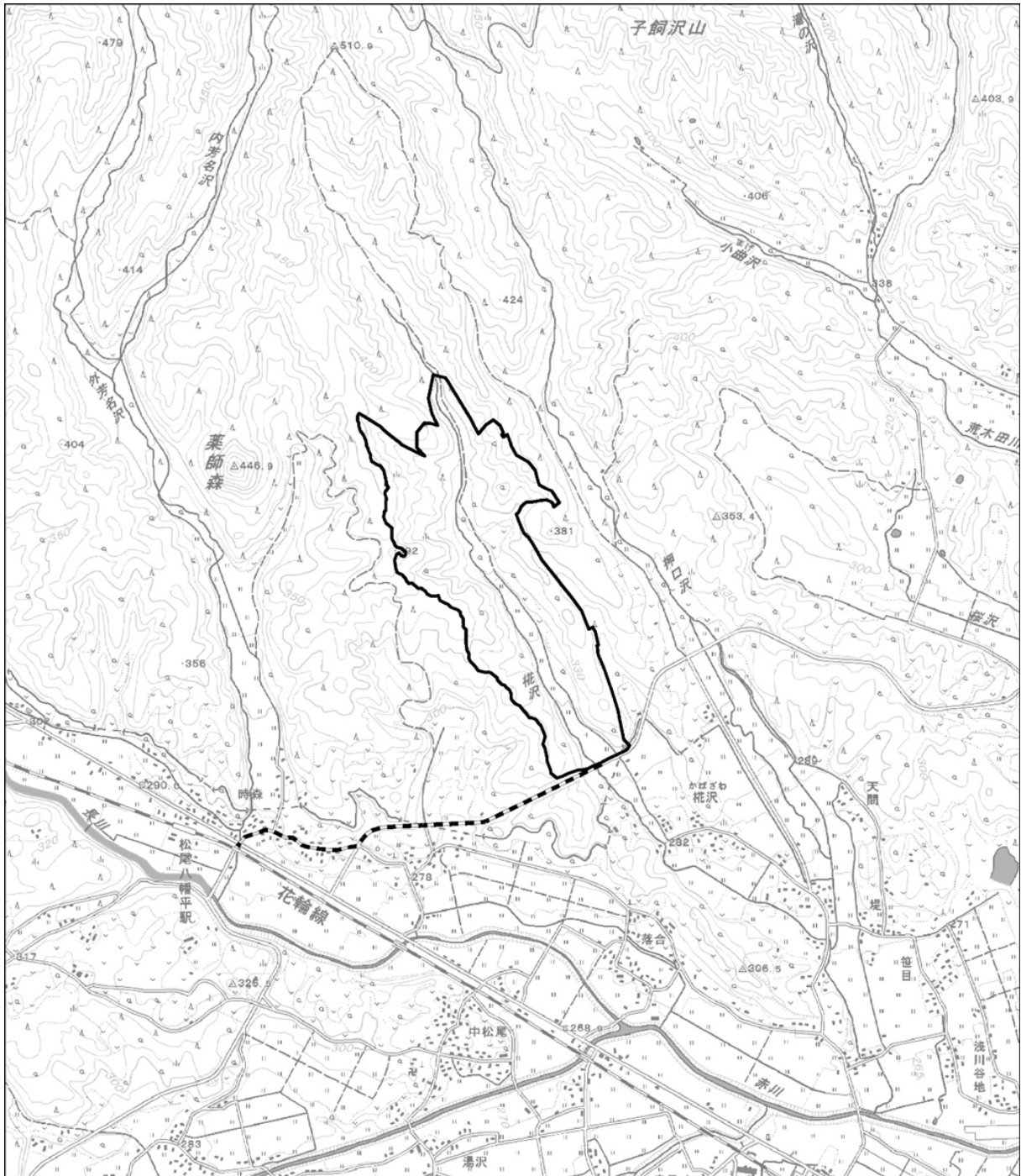
濁水処理水は、対象事業実施区域を流れる柵沢へ放流する計画である。

表 2.2-14 管理基準値（参考）

項目	単位	基準値
pH	-	5.8～8.6
SS	mg/L	200（日間平均 150）

4) 工所用車両

工所用車両の運行経路を図 2.2-11 に示す。工所用車両の運行経路は国道 282 号から市道新時森線に入り、処分場整備地に至る経路とする。



凡 例



対象事業実施区域

--- 運行経路



1:25,000

0 250 500 1,000
m

背景図) 国土地理院「1/25,000 地形図(平館)」

図 2.2-11 工事用車両及び廃棄物運搬車両の運行経路

2.3 環境配慮事項及び環境保全対策

本事業で遵守すべき法令による基準等、環境基準の達成や自然環境等の保全のために配慮すべき事項及びこれに対する環境保全対策について以下に示す。

2.3.1 遵守すべき法令による基準等

- ・放流水の排水基準：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法
- ・埋蔵文化財の保全：文化財保護法
- ・土地の形質変更の届出：岩手県景観計画

2.3.2 環境基準達成のために配慮すべき事項

(1) 大気汚染

- ・建設機械の稼働に関する配慮
- ・工事用車両の走行に関する配慮
- ・廃棄物運搬車両の走行に関する配慮

(2) 騒音

- ・工事用車両の走行に関する配慮
- ・廃棄物運搬車両の走行に関する配慮

(3) 水質（健康項目、ダイオキシン類）

- ・放流水の水質に関する配慮

(4) 底質（ダイオキシン類）

- ・放流水の水質に関する配慮

2.3.3 自然環境等の保全のために配慮すべき事項

(1) 植物、動物

- ・注目すべき植物種、動物種ごとの適切な配慮
- ・造成等による水質（濁水）に関する配慮

(2) 景観

- ・岩手県景観計画の景観形成基準（一般地域、自然景観地区）に関する配慮

2.3.4 環境保全対策

環境基準の達成や自然環境等の保全のために配慮すべき事項に対する具体的な環境保全対策を以下に示す。

(1) 工事中

1) 大気汚染

- ・排出ガス対策型の機械を使用し、建設作業に伴う排出ガスの発生を抑制する。
- ・建設機械のアイドリングストップを励行する。
- ・建設機械の整備・点検を徹底する。
- ・施工方法や工程等の検討により建設機械の集中稼働を回避する。
- ・場内制限速度を設け、工事用車両走行時の粉じんの巻き上げを抑制する。
- ・工事用車両のアイドリングストップを励行する。
- ・工事用車両の整備・点検を徹底する。
- ・工事用車両は最新規制適合車の使用に努める。
- ・タイヤの泥落とし機を設置し、公道での工事用車両による粉じんの発生を防止する。
- ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより工事用車両の集中を回避する。

2) 騒音

- ・低騒音型の機械の使用等により、建設作業に伴う騒音の発生を抑制する。
- ・場内制限速度を設け、工事用車両走行時の騒音の発生を抑制する。
- ・工事用車両のアイドリングストップを励行する。
- ・工事用車両の整備・点検を徹底する。
- ・工程等の管理や配車の計画を行うことにより工事用車両の集中を回避する。

3) 振動

- ・低振動型の建設機械の使用等により、建設作業に伴う振動の発生を抑制する。
- ・工事資材等の搬入が極端に集中しないように、搬入時期や時間の分散に努める。
- ・場内制限速度を設け、工事用車両走行時の振動の発生を抑制する。

4) 水質

- ・仮設沈砂池の設置により施工中における濁水の流出を未然に防止する。

5) 植物

- ・注目すべき植物種、群落の種類により適切な保全対策を検討し実施する。

6) 動物

- ・注目すべき動物種、生息地の種類により適切な保全対策を検討し実施する。

(2) 施設の存在、供用時

1) 大気汚染

- ・排出ガス対策型の機械を使用し、埋立作業に伴う排出ガスの発生を抑制する。
- ・埋立作業の効率化、平準化に努めることで、排出ガスの発生を抑制する。
- ・埋立が終了した区画については、速やかに覆土を施す。
- ・タイヤの泥落とし機を設置し、公道での廃棄物運搬車両による粉じんの発生を防止する。
- ・場内制限速度を設け、廃棄物運搬車両走行時の粉じんの巻き上げを抑制する。
- ・廃棄物運搬車両のアイドリングストップを励行する。
- ・廃棄物運搬車両は最新規制適合車の使用に努める。

2) 騒音

- ・騒音が発生する機械は低騒音型とするなど、騒音対策を行う。
- ・埋立作業の効率化、平準化に努めることで、騒音の発生を抑制する。
- ・場内制限速度を設け、廃棄物運搬車両走行時の騒音の発生を抑制する。
- ・廃棄物運搬車両のアイドリングストップを励行する。

3) 振動

- ・低振動型の建設機械の使用等により、埋立作業に伴う振動の発生を抑制する。
- ・埋立作業の効率化、平準化に努めることで、振動の発生を抑制する。
- ・場内制限速度を設け、廃棄物運搬車両走行時の振動の発生を抑制する。

4) 悪臭

- ・臭気を発生する腐敗物等の廃棄物の埋立を行わない。
- ・埋立が終了した区画については、速やかに覆土を施す。

5) 水質

- ・浸出水処理施設を設置し適正な維持管理を行う。

6) 底質

- ・浸出水処理施設を設置し適正な維持管理を行う。

7) 景観

- ・建物は、周辺地域の景観と調和した形状、色彩とする。